

民・自・維新の考え方と公約比較・・・公務員制度①

	民主党	自民党	日本維新の会
公務員制度改革	<p>➢ 国家公務員制度改革関連4法案を成立させ、公務員の労働基本権を回復して、民間と同様、交渉によって給与を決定する仕組みをつくる。</p> <p>民主党政権の実績(公務員制度等)</p> <p>① 上記に加え、一般職非現業公務員に協約締結権を付与し、消防職員の団結権を付与し、労働基本権の回復をはかる地方公務員制度改革関連2法案を国会に提出。</p> <p>② 共済年金の職域部分の廃止に伴い「年金払い退職給付(仮称)」制度に関わる法案を成立させた。</p>	<p>➢ 憲法改正草案では、「公務員は(団結権・団体交渉権・団体行動権)の権利の全部・又は一部を制限することができる」として、公務員の労働基本権を制約できる規定を盛り込む立場。</p> <p>➢ 評価による処遇と人事を厳格に実行(3年連続「不良」の場合には分限免職処分とする)。</p> <p>➢ 組織の活力を維持・向上させるため、役職定年制や早期希望退職優遇制度等を導入。</p> <p>➢ 専門スタッフ職の拡充等や再任用制度の原則化を推進。再任用制度の拡充を当面の対応措置とし、将来的には65歳まで定年を延長。</p> <p>➢ 地公法の改正を行い、国家公務員と同様に能力・実績主義の徹底などを実施。</p>	<p>➢ 公務員の身分保障を廃し、やる気がある高齢者が行政組織で働けるようにする。</p> <p>➢ 人事院、総務省人事・恩給局、行政管理局管理官、財務省主計局給与共済課を統合し、内閣人事局を設置する。</p> <p>➢ 人事院制度の廃止。省庁横断的な立場の雇用担当大臣を置く。</p> <p>➢ 採用試験の抜本的見直し</p> <p>➢ 管理職の内外公募制、任期付(民間に劣らない給与・処遇)を原則とする等官民の人材流動化を強化、大胆な政治任用制度(次官、局長級幹部の政治任用)</p>
公務員給与	<p>➢ 国家公務員総人件費は、2割削減目標(2009年度対比)を堅持する。すでに1割削減が実現しているが、さらなる1割削減を着実に実施する。</p> <p>民主党政権の実績(人件費)</p> <p>① 国公の臨時給与特例法による給与引き上げを自治体に強制しないこと、地方交付税に反映させないことを政府として決定。</p> <p>② 国公の総人件費2割削減については、2009年衆院選マニフェストで示した数字を根拠としている。そのため、民主党政権発足の2009年度を起点としている。</p>	<p>➢ 公務員総人件費を国・地方あわせて2兆円削減。⇒「財政再建のための公務員人件費等の歳出の削減等に係る緊急措置に関する法律案」(仮称)を早期に成立。</p> <p>➢ 退職手当を含む給与体系は、全体を抜本的に見直す。</p> <p>➢ 地方公務員の地域における民間賃金と同水準となるような給与の適正化、市場化テストの積極的な活用による公共サービス改革の推進及びそれに伴う組織改廃時の分限免職等による定員削減など、地方行革を推進し、総人件費を削減する。</p> <p>➢ 官民格差を是正するため、被用者年金の一元化、共済健康保険と協会けんぽの統合を進める。</p>	<p>➢ 大阪府・市の改革(能力、実績主義、職位に見合った給料)を国に広げる。</p> <p>➢ 官民給与比較手法(総額比較)の抜本的改正、地方公務員も含めた公務員の総人件費削減。</p> <p>➢ 年齢・在職年数に拠らない職務給制度。</p> <p>➢ 校長・教頭等の人材確保のための適正な給与、教諭の定期昇給は一定在職年数まで。</p>

	民主党	自民党	日本維新の会
政治活動 公務員の	<ul style="list-style-type: none"> 言及なし。⇒ 民主党は、地方公務員の政治的行為について、抑制・規制する考えは持っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員にも、国家公務員と同様に罰則を附し、一定の政治活動を規制する地方公務員法の改正を行う。 『教育公務員特例法』違反者に罰則規定を設け、教職員組合（日教組等）の選挙活動・強制カンパ等の違法活動を防止。組合の収支報告を義務付け、違法活動団体は人事委員会の登録団体から除外。 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府・市の職員基本条例、教育関連条例をさらに発展、法制化。 公務員労働組合の選挙活動の総点検。 公務員の関係首長選挙活動の制限。 国家公務員制度に合わせて地方公務員制度も抜本的改革。
職員 臨時・非常勤等	<p>民主党の実績(処遇改善)</p> <p>① 党内に地方自治体臨時・非常勤職員問題WTを設置。処遇改善のため、短期的な課題への対応として、自治体の非常勤職員の手当を支給可能とする地方自治法改正案をとりまとめた。中期的な課題として、パートタイム労働法の趣旨の適用措置を検討している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 言及なし 	<ul style="list-style-type: none"> 言及なし。
地方分権	<ul style="list-style-type: none"> 地域主権戦略大綱を着実に実行。 義務付け・枠付けの見直しをさらにすすめる。条例制定基準はできるだけ「参酌基準」とし、条例制定権を拡大。地域自主戦略交付金（一括交付金）を拡充し、さらに使い勝手のよいものにする。 <p>民主党政権の実績(地方交付税、地方分権)</p> <p>① 自公政権の「三位一体改革」で削減された地方交付税総額を復元(2010年度約1.1兆円、2011年度約0.5兆円、2012年度約0.1兆円)。</p> <p>② 国の自治体に対する関与を縮減するため、義務付け・枠付けの見直しを、2011年4月に42法律を改正、2011年8月には159法律を改正し、自治体の裁量で条例化することが可能になった。</p> <p>③ 「ひもつき補助金」を段階的に廃止し、一括交付金制度を2011年に創設。2011年度は都道府県を対象に約5120億円を、2012年度は対象を政令指定都市にも拡大し約8329億円を一括交付金化。</p> <p>④ 国と地方の協議の場を2011年4月に法制化。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国から地方への権限・財源等の移譲を促進。 地域の経済活性化と雇用増のための交付金制度の創設を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方財政計画制度・地方交付税制度の廃止。 消費税を11%とし、地方税化する。5%と財政調整分としての地方共有税(6%)を創設し、組み合わせる。 条例の上書き権 ⇒憲法94条の改正